



山形県公報

平成24年6月19日(火)
第2352号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……753
- 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……754

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……755
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……756
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定……………(建築住宅課) ……757
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………( 同 ) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警 察 本 部) ……758

## 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第33号

#### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第42条第2項中「財団法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

附則第10項第2号中「附則第3条の2の17」を「附則第3条の2の15」に改め、同項第3号中「附則第3条の2の18」を「附則第3条の2の16」に改める。

別表4不動産取得税の項中「、法第73条の27の6第2項及び法附則第11条の4第4項」を「及び法第73条の27の6第2項」に改める。

別記第164号の2の2様式の注書第1項第1号中「財団法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第34号

##### 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県母子保健法の施行に関する規則（昭和63年1月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項第3号中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同項第8号中「、所得税法」を「、所得税法に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）がいる者のうち、当該年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下同じ。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、当該年の末日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として計算するものとし、かつ、同法」に、「第92条第1項及び」を「第92条第1項並びに」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

## 告 示

#### 山形県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営天童地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営天童地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
天童市役所、河北町役場
- 縦覧に供する期間  
平成24年6月25日から同年7月24日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第615号

日向川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年6月6日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所

酒田市役所、遊佐町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成24年6月21日から同年7月20日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年6月19日から同年7月2日まで縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|----------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 北村山郡大石田町大字豊田字下宿589番から<br>同 川前字下代32番1まで | 旧    | 37.0メートル<br>} 7.5  | 595メートル |
| 同 上                                    | 新    | 112.0メートル<br>} 7.5 | 同 上     |

## 山形県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月19日から同年7月2日まで縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|--------------------------|------|--------------------|--------|
| 酒田市光ヶ丘三丁目73番1から<br>同 上まで | 旧    | 12.4メートル<br>} 12.4 | 22メートル |
| 同 上                      | 新    | 13.0メートル<br>} 13.0 | 同 上    |

## 山形県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月19日から同年7月2日まで縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 345号  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|------------------|---|------|----------|--------|
| 鶴岡市大宝寺字中野142番5から |   | 旧    | 59.4メートル | 17メートル |
| 同 107番1まで        |   |      | 38.4     |        |
| 同                | 上 | 新    | 61.4メートル | 同上     |
|                  |   |      | 30.2     |        |

#### 山形県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月19日から同年7月2日まで縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 112号  
 2 供用開始の区間 酒田市光ヶ丘三丁目73番1から  
 同 上まで  
 3 供用開始の期日 平成24年6月19日

#### 山形県告示第620号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
 山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
 2 都市計画を変更する土地の区域  
 (1) 追加する部分 なし  
 (2) 削除する部分 なし  
 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
 (1) 期 間 平成24年6月19日から同年7月3日まで  
 (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに山形市まちづくり推進部都市政策課、上山市建設課、天童市建設部都市計画課、山辺町建設課及び中山町建設課  
 4 その他  
 この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

#### 山形県告示第621号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
 (1) 種 類 遊佐都市計画道路  
 (2) 名 称 1・5・1号遊佐吹浦線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 飽海郡遊佐町北目字野田、田屋敷及び柳原森並びに当山字西山崎及び下山崎並びに直世字中山西、谷地田、上鍛冶田、鍛冶田、水田及び中谷地並びに吹浦字小谷地、物見峠、林ノ内、大黒坂中道、大黒坂道東、大黒坂道西、布倉、貉堂、寺屋敷、小屋林道東、小屋林道西、戸ノ内田、由豆佐山、笠森、滝ノ脇、内田、水坪、谷地ノ子、越坂、沢、上長根、水ノ上、中長根、下長根、松葉、弥陀ノ上、大谷地、茨畑、藤池、丸岡、水林下、寺ノ前及び三崎地内並びに吹浦字三崎地先
- (2) 削除する部分 なし

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成24年6月19日から同年7月3日まで
- (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに遊佐町地域生活課

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第622号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築センター  
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地

## 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

- (1) 事務所の名称 一般財団法人日本建築センター本部  
事務所の所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- (2) 事務所の名称 一般財団法人日本建築センター大阪事務所  
事務所の所在地 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号

## 3 業務の開始の日

平成24年6月12日

## 山形県告示第623号

次の開発行為は、完了した。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成24年1月31日 指令村総建第5026号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字若木字野川向37番1

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市飯田五丁目6番30号  
株式会社進城中央不動産

## 山形県告示第624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び上山市役所において縦覧に供する。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定の番号 私有村総建第127号

## 2 指定の場所 上山市旭町二丁目224-3、216-9

## 3 道路の現況 幅員6.00メートル

- 延長31.18メートル
- 4 指定年月日 平成24年6月12日

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量 ICカード免許証追記装置の賃貸借及び保守サービス一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高楯1300番 電話番号023（655）2150
- 3 落札者を決定した日 平成24年5月9日
- 4 落札者の氏名及び住所 NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所長 羽田卓郎 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 8,562,750円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年3月16日